

年度市民税・県民税申告書付表

(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式申出書)

※市記入欄

No. _____

住所	フリガナ	
	氏名	

※この付表は市民税・県民税申告書と併せて提出してください。

また、既に税務署へ確定申告書を提出された方は確定申告書の控えの写しを添付してください。

※この付表は該当する年度の納税通知書等が送達される日までに提出してください。

※提出する際は、裏面の留意事項をご確認ください。

○この付表は、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について、所得税及び復興特別所得税（以下「所得税」という。）と市民税・県民税（以下「住民税」という。）で異なる課税方式を選択する場合に提出するものです。

○課税方式の選択の対象となる上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等は、所得税15.315%と住民税5%があらかじめ源泉（特別）徴収されているものに限ります。

1. 所得税における上場株式等に係る所得

※既に税務署へ確定申告書を提出された方は、こちらの欄は記入不要です。

		所得金額	住民税の特別徴収税額 (配当割額または 株式譲渡所得割額)
上場株式等に係る配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等に係る譲渡所得等		円	円

2. 住民税における上場株式等に係る所得 (選択する項目にレ点をつけてください)

上場株式等に係る所得は、住民税では申告しません。

上場株式等に係る所得は、住民税では下記の所得金額を申告します。

		所得金額	住民税の特別徴収税額 (配当割額または 株式譲渡所得割額)
上場株式等に係る配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等に係る譲渡所得等		円	円

◎留意事項

(1) 課税方式の選択について

- ・所得税及び住民税が源泉（特別）徴収される特定口座（以下「源泉徴収口座」という。）における上場株式等に係る配当所得等又は譲渡所得等を申告するかどうかは源泉徴収口座ごとに選択することができます（1回の譲渡ごと、1回に支払いを受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません）。
- ・所得税及び住民税が源泉（特別）徴収されない口座において生じた上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、申告不要とすることはできません。
- ・源泉徴収口座内において上場株式等に係る譲渡所得等の損失と配当所得等が損益通算されている場合は、その源泉徴収口座内の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません。
- ・源泉徴収口座以外において生じた上場株式等に係る配当所得等で所得税及び住民税が源泉（特別）徴収されている配当等は、1回に支払いを受けるべき配当等の額ごとに課税方式を選択できます。
- ・住民税において申告不要を選択した上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用は受けられません。
また、申告不要を選択した上場株式等に係る譲渡所得等の損失を、翌年度以降に繰越することはできません。

(2) 提出時の注意

- ・この付表は該当する年度の納税通知書等が送達される日までにご提出ください。
- ・この付表を提出する際は以下の書類を併せてご提出ください。
 - ①市民税・県民税申告書
 - ②確定申告書の控えの写し【一式】（確定申告書を提出された方）
 - ③上場株式等の配当所得等に関する書類の写し（上場株式等の配当所得等がある方）
（例）上場株式配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書など
 - ④上場株式等の譲渡所得等に関する書類の写し（上場株式等の譲渡所得等がある方）
（例）特定口座年間取引報告書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書など